

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
役員会規程

〔平成16年4月1日
規程第17号〕

改正 平成17年3月29日規程第5号

改正 平成27年3月27日規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則（平成16年基本通則第1号）第14条第3項の規定に基づき、役員会の組織及び運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 役員会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法に定める文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 内部統制に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

(組織)

第3条 役員会は、機構長及び理事をもって組織する。

- 2 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 役員会の議長は、必要と認めた職員を役員会に出席させることができる。

(議長)

第4条 役員会の議長は、機構長とする。

- 2 議長は、役員会の会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する理事が、その職務を行う。

(招集)

第5条 役員会は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第6条 役員会は、機構長及び理事の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 役員会の議事は、機構長及び理事の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(説明等)

第7条 議長は、必要に応じ関係職員から、説明又は報告を求めることができる。

(庶務)

第8条 役員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、役員会において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日規程第5号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規程第9号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。